令和8年10月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和8年度の初日から令和8年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概　　要	上段：輸入基準数量 下段：協定対象外輸入基準数量	上段：輸入数量 下段：協定対象外輸入数量	差　　分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	90 トン	98 トン	超過済
		90 トン	98 トン	超過済
3	クリーム	64 トン	20 トン	44 トン
		30 トン	11 トン	19 トン
4	粉乳類	26,878 トン	11,051 トン	15,827 トン
		19,875 トン	9,434 トン	10,441 トン
5	無糖れん乳	1,437 トン	259 トン	1,178 トン
		1,423 トン	109 トン	1,314 トン
6	加糖れん乳	116 トン	116 トン	0 トン
		29 トン	35 トン	超過済
7	ヨーグルト	13 トン	6 トン	7 トン
		13 トン	6 トン	7 トン
8	バターミルク	23 トン	14 トン	9 トン
		23 トン	4 トン	19 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754 トン	24,087 トン	29,667 トン
		39,183 トン	15,344 トン	23,839 トン
10	その他の乳製品	12,035 トン	2,144 トン	9,891 トン
		5,162 トン	1,546 トン	3,616 トン
11	バター	19,977 トン	6,093 トン	13,884 トン
		15,596 トン	4,452 トン	11,144 トン
12	豆類	84,672 トン	37,337 トン	47,335 トン
		47,546 トン	16,025 トン	31,521 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206 トン	2,591,504 トン	3,029,702 トン
		5,167,393 トン	2,348,697 トン	2,818,696 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662 トン	605,406 トン	644,256 トン
		190,794 トン	91,654 トン	99,140 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114 トン	311,225 トン	796,889 トン
		1,108,114 トン	311,225 トン	796,889 トン
15	コーンスターチ	3,816 トン	3,265 トン	551 トン
		3,438 トン	2,964 トン	474 トン
16	ばれいしょでん粉	18,810 トン	9,601 トン	9,209 トン
		13,625 トン	8,317 トン	5,308 トン
17	マニオカでん粉	144,840 トン	42,570 トン	102,270 トン
		142,793 トン	42,468 トン	100,325 トン
18	サゴでん粉	20,881 トン	9,344 トン	11,537 トン
		19,747 トン	9,344 トン	10,403 トン
19	その他のでん粉	1,929 トン	653 トン	1,276 トン
		1,705 トン	653 トン	1,052 トン
20	イヌリン	2,571 トン	849 トン	1,722 トン
		84 トン	5 トン	79 トン
21	落花生	30,113 トン	15,513 トン	14,600 トン
		17,414 トン	8,352 トン	9,062 トン
22	こんにゃく芋	73 トン	95 トン	超過済
		73 トン	95 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,461 トン	2,123 トン	8,338 トン
		2,067 トン	222 トン	1,845 トン
24	でん粉調製品	1,717 トン	742 トン	975 トン
		874 トン	454 トン	420 トン
25	コーヒー又は茶の調製品（ミルク30%以上）	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品（ミルク30%以上）	4,112 トン	803 トン	3,309 トン
		1,522 トン	56 トン	1,466 トン
27	調製食用脂	16,743 トン	4,127 トン	12,616 トン
		1,756 トン	361 トン	1,395 トン
28	繭	1.8 トン	0.2 トン	1.6 トン
		1.8 トン	0.2 トン	1.6 トン
29	生糸	195 トン	52 トン	143 トン
		195 トン	52 トン	143 トン

【備考】
・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。